

目 次

第13回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月12日）	3
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月13日）	7
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月14日）	17
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月15日）	21
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月16日）	25
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月19日）	29
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月20日）	35
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月21日）	55

第13回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和58年12月12日

会期10日間

閉会 昭和58年12月21日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
12月12日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第70号～議案第76号提案説明
12月13日	火	本会議	午前10時	議案第70号～議案第72号 (検討) 議案第71号訂正の件
12月14日	水	本会議	午前10時	議案第73号、議案第75号 (検討)
12月15日	木	本会議	午前10時	議案第73号～議案第76号 (検討)
12月16日	金	本会議	午前10時	議案第73号～議案第76号 (検討)
12月17日	土	休 会		
12月18日	日	休 会		
12月19日	月	本会議	午前10時	議案第73号～議案第76号 (検討)
12月20日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月21日	水	本会議	午前10時	陳情第23号 意見案第4号～意見案第5号 決議案第9号 議案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和58年12月12日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和58年12月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年12月12日 午後4時45分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新城 繁正君	税務課長	稲福 吉昭君
助 役	仲村 順三君	経済課長	平良 晋君
教 育 長	平良 作義君	建設課長	古我知 清君
総務課長	崎山 勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲 修君
厚生課長	照屋 林克君	農業委員会 事務局長	金城 利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福 幸三君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第71号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算

日程第5 議案第72号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第6 議案第73号 昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第74号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第8 議案第75号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第9 議案第76号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第13回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、2番 金城隆好君、3番 宮城功光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から12月21日までの10日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

日程第3 議案第70号から日程第9 議案第76号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第70号、昭和58年11月28日付けで国会が解散され、それに伴う選挙事務の執行に当り予算の補正をしたいが、議会を招集する暇がないので別紙のとおり専決処分を11月29日にいたしておるわけでございます。その当日は長が本土出張中でありましたので大宜味村長職務代理者助役仲村順三名で処分をしております。内容につきましては後程説明をいたさせます。

議案第71号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,624,392千円とする。

（朗読して説明に代える。）

議案第72号、既定の予算総額に変わりはなく、予備費から簡易水道事業費へ159千円の補正であります。

（朗読して説明に代える。）

議案第73号、地方自治法第233条第3項の規定により、昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。内容につきましては各担当課より説明いたさせますので、よろしく認定下さるようお願いいたします。

議案第74号、地方自治法第233条第3項の規定により、昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。内容につきましては担当課より説明いたさせます。

議案第75号、地方自治法第233条第3項の規定により、昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。これにつきましても担当課長から詳しく説明をいたさせます。

議案第76号、地方自治法第233条第3項の規定により、昭和57年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。これにつきましても担当の課長から詳しく説明をいたさせます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時36分）

再 開（午後4時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦勞さんでした。

延 会（午後4時45分）

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和58年12月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年12月13日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年12月13日 午後2時33分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞 四 郎 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

4番議員 知 念 亀 次 郎 君	6番議員 平 良 俊 政 君
------------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会 事務局長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第71号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第3 議案第72号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第4 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算の訂正について（議案第71号）

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1から日程第4までを一括議題といたします。

日程第4 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算の訂正について村長の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第71号を昨日説明申し上げましたが、その中に一部誤りがありましたので訂正をお願いいたしたいと思っております。

6ページの諸収入の計が2,493千円となっておりますが、これを4,498千円に訂正したいと思っております。

20ページの財源内訳の国県支出金を△703千円として一般財源を1,188千円に改めるということです。

22ページも財源内訳に誤りがございます。国県支出金△685千円を18千円に、一般財源710千円を7千円に訂正を申し上げたいと思っております。

- 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております訂正の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、訂正の件については承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時07分）

再 開（午後1時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

1番入場。

これより議案第70号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第71号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 13番（松島重克君） 商工振興費に企業開発調整委員会の報酬が計上されているわけで

すが、説明によりますとアスファルトプラント工場の誘致について委員会を招集しようということですが、これにつきましては関係部落或いは地主と企業側との取り決めが57年7月12日に行なわれているようであります。つきましてはこの問題に対する村の対応についてお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 村といたしましてはかねがね企業誘致につきましては条件はいろいろございますが、地域振興開発や要望もいろいろ伺っております。それで村といたしましては平南地域は殆んど津波部落の方々の土地でありますし、そういう方々のご意見がそういうことでよろしいと、又、設立内容につきましてもそういうことであるのならよろしいのではないかというような立場から、保健所とか県の関係課と十分調整をして内諾が得られなければなりませんので、そういうことを十分勘案してなおかつ適正であるということでありませすれば、村としてはそういう事業は誘致しようではないかという立場をとっているわけでございます。

○ 13番（松島重克君） 企業開発調整委員会に諮問されているようですがこの諮問はどういう形でなされているのかお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 委員からは審議に十分な資料を整えてからというような話でございまして、今のところ具体的に諮問はしてないというふうに、村長からこれこれについてという具体的な諮問ということまではいっておりません。

○ 13番（松島重克君） それでは諮問はこれからということになるわけですが、この場合の諮問は白紙であるのか。それともある程度当局の意思を表わしての諮問になるのか。

○ 村長（新城繁正君） 委員に資料を提供して判断を仰ぐというのが建前でございますので、長がどうかというのは好ましくないと思っておりますから、資料を提供して判断をお願いしたいと思います。

○ 13番（松島重克君） この企業開発調整委員会の性格は企業を誘致しようとする場合の企業の性格なり公害関係を審査する委員会だと思っているわけですね。だからこの委員会に諮るということは当局が委員会が可とするならば諮るといのがこの性格ではないかと思うわけですが、その点はどうか。

○ 村長（新城繁正君） 関係課と書類について検討しているところでありまして、長部局としては問題はなかるうということで、これは諮問に値いするという立場にありますので結局は長としては諮問をするというのは誘致をするに値いする、ですから長はこう思うんだが皆さんはいかがですかという形で諮問になるわけでございますので、おっしゃるように諮問をするということは長としては誘致をしたいということです。

○ 13番（松島重克君） 県の許認可があつて事業が開始されると、当然地主と関係部落が

企業とこの資料からしますといろいろ約束がされているわけですが、企業というものは勿論公害は出さないとか自然破壊はやらないということで仕事をやるわけですが、しかし、予測しない問題が発生する場合があります。そういうことで部落といろいろ約束をされているようですが、これから見ると村は別にそういうことをしておられないようであります。そういうトラブルが出た場合は部落や地主に任せてしまうのか。或いは村も企業と何等かの約束を取り付けておくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 村は村として心配のないような条件につきましては当然提示いたしまして、それを添えて副申をすると、ようするに村の意向を十分反映させて副申をしたいと、これは十分気をつけていきたいと考えております。

○ 1番（平良森雄君） 水産業振興費、この予算について全額削減されているわけです。これは補足説明でも受けましたが村民としても漁民としても大きな期待を寄せているわけです。当然、今頃は調査も済んでいると思っていたわけです。このいきさつを説明願いますか。

○ 経済課長（平良 晋君） 県との事業実施に向けての調整を行なっている中で補助事業の枠内で基本的な調査が行なわれるということで、一般財源を削ったということです。

○ 1番（平良森雄君） そのために事業が遅れるということはないですか。

○ 経済課長（平良 晋君） あらゆる補助事業につきましてもそういう形と思うんですが、実施計画の範囲内で事業も執行していきたいということで、遅れる遅れないということにつきましては国との問題等もありますのではっきり言えないわけですが、出来るだけ計画年度で事業をやっているように出来たらいいなあという考えを持っています。

○ 1番（平良森雄君） これは次年度に実施すると確定されていますか。

○ 経済課長（平良 晋君） 確定の話はまだ県から聞いてないわけですが、59年度から実施出来そうかどうかは聞いています。

○ 13番（松島重克君） 商工振興費の13節、前に村の単独事業で先行調査をやりたいということでしたが、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） モデル定住事業の特別事業というものに本村から伝統工芸村の建設ということで希望を出したわけでございます。村から出したものについて県からは採択出来るということでありまして、これは59年度から61年度までの3年間でこの事業は完了したいという国県のお話がございます、それまではこの事業が走らせるような調査が必要だということで計上しているわけですが、事業内容としましては喜如嘉のぼしょう布と江洲で行なわれています焼物を本村の伝統工芸ということで県に申請したわけでございまして、その中で焼物の村を造っていくためには工芸を目指す人々が増えていくだろうということで十分なる陶土があるのかどうかということで県から調査をしてくれと、その調査結果に基づ

いてモデル定住事業が大丈夫だという確信を得なければ焼物に関するものは不安であるのでということでありましたものですから陶土調査しようということですが、江洲を先ず重点的にしましてその外に村一円にそういう陶土があるかどうか、もしあるとすればそういう所まで範囲は広がるのではないかと考えているのですが先ず江洲の地域を調査していきたいと考えているわけですが。

○ 13番（松島重克君） 陶土の調査ということですが、陶土の調査をどういう所をどのように調査するのかということをお聞きしたかったわけですが、我々の考えといたしましては本村の陶土の調査は既に終わったと、採土場は既に定められておるといように考えているわけですね。それに基づいて村は県に資料を上げておられるのではないかと思うわけです。採土場として定められているのは既成の事実ですね。そうしますとこの既成の事実とこの関係はどうなるか。過去にあれだけの地域を設定して払い下げ地域から除外すると、それとの関係はどうなりますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 前にブルを入れた場所は埋蔵量の調査はされてなかったもので、そういう所をボーリングをして陶土の調査をしたいと思っているわけです。

○ 13番（松島重克君） 先程のお話では村一円にわたってということがあったわけですがね。我々の概念としては陶土の調査も既に終わって採土場もあると思っているわけです。

今のお話では決められている採土場でどのくらいの陶土があるという調査をするというのか。その辺はつきりお願いいたしたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 採土場として村で考えている場所にどのくらいの埋蔵量があるか調査したいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 採土場として村が考えているということでなしに採土場はもう決められているというのが現実ですね。

今の答弁と私達が過去の実績から受けているものとずれがあると思うんですがね。

○ 村長（新城繁正君） 今の答弁は分かり難いように私も聞いているんですが、内容はモデル定住事業として焼物村の事業を導入したいということで内定をしているわけです。

県としての資料としてまだ十分ではありませんので、おっしゃるように村としては独自の焼物村構想をこれまで持っておりまして独自の調査はやっていたわけです。但し、これはブルで掘り起しただけでここはあるということで、ではここは一応採土場としておきましょうということで払い下げ地域から除外をして委員会にも諮りまして答申も得ているわけです。村としてはそこは採土場だというように位置付けていますが、もっと本格的な調査をしまして事業の導入に対処したいということで計上したわけですが。

○ 13番（松島重克君） 過去において中途半端な調査はされていないと思います。調査をす

るからにはそれなりの効果のある調査もされて、そして村の採土場だということが決められていると思うんです。だから今までの調査はいい加減な調査であったからこれではダメだということではいかんと思います。役場として決めているということはやはりそれなりの調査がなされた上で決められたと我々は受け止めているわけです。以前から焼物に適した土地は江洲からしか取れないということもあるし、事実焼物をやっている人達は江洲に集っているということもそれを証明しているのではないかと思います。ですからこれで生計を立てようという人達ですからこの人達の調査研究というのは緻密なものがあると思います。財政状況からいたしまして特にこの調査費は村の単独費でありますので過去の実績と調和するようなやり方でやってもらわなければいかんと思います。

そこで2次振計に盛られているこの焼物の事業はどのような事業であるのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 組合員であるということが第1条件でありまして、但し、組合が結成されてなくても組合的な要素を持っているという団体においても考慮しましょうというふうなことを県から聞いています。

○ 13番（松島重克君） 原則としては組合と、それから団体ということですが、残念ながら本村の焼物組合は支離滅裂ですね。

こういう事業が入って来るからには受け入れ態勢をつくらなければいかんのではないですか。現在の焼物業界の状態では果して受け入れ態勢が立派に遂行出来るかどうか疑問があるわけですね。そういう支障のある問題は早くなくして組合が立派に出来て導入した事業に取り組めるような状況を早くつくらなければいかんと思いますが、現在の時点では難かしいはずです。難かしいのはそういう阻害になる問題があるからなんです。だからこういう問題を早く取り除き、業者間の意思の疎通を図って立派な組合が出来るように当局はやはり指導しなければいかんと思いますが、来年からこの事業が来るというわけですからのんびりしておられないと思います。その辺のお考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） この事業の実現を図るには組合若くは同業者という形で指導があるわけですが、焼物組合が現在分裂状態でありまして、勿論これは村の監督の不行き届きの面もございまして、当然受け入れ側としましてもこれについて十分気を配っているわけございまして、それでも組合という形で要望も来ています。

それはそれなりに受け止めるわけですが同業者が同じ地域に入るわけですので、なるべく早い時期に皆さんが心の修復をしていただいて、この事業がそれぞれユニークな事業として成功出来るような態勢は急いでつくるべきだと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第72号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（宮城功光君） 賃金のミキサー取り扱い賃金が8,000円となっています。8,000円となると高い感じがするわけです。それと借料14,000円についてももう1度説明願います。

○ 厚生課長（照屋林克君） 技術者の賃金は7,000円から8,000円と聞いていたものですかからそのように予算は計上しましたが、執行するに当っては適正な支払いをしたいと思えます。

ミキサーの借料ですが、リースもあると聞いておりますので出来る限り安い方向で努力していきたいと思えます。

○ 3番（宮城功光君） 各課の賃金を見てみますと、仕事の内容はそう変わりはないと思われるものでも差があるわけです。

そこで長にお伺いしますが、賃金に対する規程はないんですか。

○ 村長（新城繁正君） これは予算の積算上でも目につくわけですが、賃金の枠は3,500円から6,500円、これは規程ではありませんが枠組みを作っておりますが、仕事の内容によって運用していますがこれから先これも検討事項になると思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時26分）

再 開（午後2時27分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第70号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第71号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 昭和58年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 昭和58年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時29分)

再 開 (午後 2 時32分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 2 時33分)

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和58年12月14日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年12月14日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年12月14日 午後4時47分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第73号 昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第75号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

議事日程は別紙のとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第73号及び日程第2 議案第75号を一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時47分）

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和58年12月15日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年12月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年12月15日 午後4時44分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第73号 昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第74号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第3 議案第75号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第4 議案第76号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号から日程第4 議案第76号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時43分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。

おはかりいたします

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時44分）

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和58年12月16日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和58年12月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和58年12月16日 午後3時17分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第73号 昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第74号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第3 議案第75号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第4 議案第76号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号から日程第4 議案第76号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時16分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

明日17日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、明日17日は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時17分）

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和58年12月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年12月19日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年12月19日 午後3時35分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	税務課長	稲福 吉昭 君
助役	仲村 順三 君	経済課長	平良 晋 君
収入役	金城 清 君	建設課長	古我知 清 君
教育長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
総務課長	崎山 勝正 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
厚生課長	照屋 林克 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第6号）

日程第1	議案第73号	昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2	議案第74号	昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について
日程第3	議案第75号	昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について
日程第4	議案第76号	昭和57年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ いて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号から日程第4 議案第76号までを一括議題といたします。

これより議案第73号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番（宮里盛順君） 歳入について調定に対して38,998,646円の収入未済額があるわけですが、この未収は年度末の3月31日で調定が確定した取るべきものに対する未収となっておりますが、この額は特別財源であろうかと思えます。この未収額は強制執行でもして取るべき法的な根拠を持つのであるのか。又、この未収は現在において収納されているのかどうか。

○ 収入役（金城 清君） 調定したら取らなければならないことは当然でございます。未収の内の明繰しました国庫支出金の13,511,000円が入っております。残りはまだ収入未済です。

○ 7番（宮里盛順君） 残りの額については57年度から繰り越されて58年度も残すところは3か月しかありませんが、その間で収入出来る見込みがあるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 只今の質問は諸収入のことだと思いますが、これは喜如嘉公民館建設にかかわる水源基金からの収入ですが、現在のところこれは収入未済額でございまして監査委員の意見でもこれは指摘されておりますが、このことにつきましては法的に強制的に収入する性質のものではございません。

県知事と大宜味村長との間で合意が取り付けられれば問題ないわけでございます。総額につきましては合意いたしておりますし、具体約なものについて双方の主張に隔りがございまして出来なかったわけですが、ところがここ2、3日の交渉によりますと我々が要求しています制度上の問題は当面難かしいと、こういう無難なことを要求してもこれは実行性に薄いと、しからば我々としてこれに代わるべきものは何かということで特別に本村に配慮をしてもらおうような約束を1項入れようじゃあないかということで企業局にも提起いたしまして、企業局としましては開発委員会に決裁を回して、それが得られた時点で更に村長にそれを提示すると、そして村長としては確認の上で調印をしようと、年内にこれをやりましよう、それによりましてこれに係わる基金は自動的に払いましようということでございますので村長としては責任をもって会計年度で収納させるように約束といいますか十分出来る内容のものであります。来年度の決算には繰越すとか未済とかは全くないということは責任を持って

申し上げたいと思います。

○ 7番（宮里盛順君） 特別財源であると思うがそれには一般財源からはおそらく充当出来ないのではないかという解釈を持つ者であります。歳入についてはこれだけですが、未収にならないように努力されるようお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第74号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第75号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第76号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時33分）

再 開（午後3時28分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 反対討論をいたします。

本決算に関しましては全員があらゆる角度から検討いたしました結果、教育費にかかわる国庫収入及び水基金等からの収入財源の取り扱いにつきまして不備の点が認められ、よって本決算は承認することが出来ないという結論に達しましたので反対いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 次に賛成者の発言を許します。

賛成意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 昭和57年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

賛成者なしであります。

よって、本案は否決されました。

これより議案第74号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 昭和57年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第75号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計決算認定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第76号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 昭和57年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時33分)

再 開 (午後 3 時34分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 3 時35分)

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和58年12月20日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和58年12月20日 午前10時00分)

散 会 (昭和58年12月20日 午後2時55分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
収入役	金城清君	建設課長	古我知清君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	照屋林克君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

- 11番（山川正行君） 全国的に問題となっている非行問題についてですが、先ず本村の実態についてお伺いいたします。

○ 教育長（平良作義君） 村民の方々の大きな期待をもって昭和55年に中学校が統合されてきて中学教育はこれからだあと期待を持っていたわけですが、残念なことに私が赴任してから多々事件が発生いたしまして大変申し訳なく思っています。

その概要について申し上げますと、今年の4月12日に30名程の生徒が長髪を学校側に要求しまして体育館にろう城しまして授業を放棄し父兄に大変ご迷惑をおかけしております。5月20日に理科の授業中に3年生の男生徒が授業を放棄しまして体育館でバスケットをして、それを先生が体育館に行ったところ先生に手向って生徒と職員の間で口争いから暴力のところまで発展していますが、先生は生徒に暴力をふるうことは控えまして生徒の暴力を甘んじて受けたような状況であります。

5月21日、その日は新入生の歓迎球技大会が行なわれたようですが、その時に3年生の8人の生徒で2年生の男生徒1人を平手こぶしでたたいている事件が発生しております。

5月25日1時半頃ですが、3年生9人で2年生の男生徒を平手こぶしでたたいて、あげくの果は棒で背中をたたいて傷害事件が報告されています。

11月25日、26日の2日間にわたって3年生の修学旅行の前で小遣いほしさから2年生の男生徒1人を通して1年生から金銭を取って1万円余の金を3年生4人に渡しているという状況が報告されています。それにつけ加えて申し上げますが、5月20日に事件を起した主謀格の3年生ですが、この生徒は去った体育館のろう城事件の場合も主謀格であったということから学校としては職員会議を開いて3日間の出校停止の命令を行なっているようです。

- 11番（山川正行君） この諸々の事件の処理についてですが、体育館のろう城事件で一部器物破壊があったということも報告があったと思いますが、この処理に当っては委員会の指示で処理はなされたわけですか。

○ 教育長（平良作義君） 被害補償については別段委員会から指導はしていませんが、以前からそういうふうな生徒自体が破損したものについてはその生徒個々に補償させているようでございます。

○ 11番（山川正行君） 学校管理規則によりますと、校長は学校財産の全部又は一部が棄損した時は速やかに委員会に報告しその指示を受けなければならないということになっているわけですがこの報告はあったわけですか。

○ 教育長（平良作義君） 破損についてのものも報告ございました。

○ 11番（山川正行君） 指示はしなかったわけですか。

○ 教育長（平良作義君） 我々としてはそういうことまで考えが及ばなくて後で聞きましたら生徒が破損したものについては生徒に修理させているということを知っています。

○ 11番（山川正行君） ではこの弁償がどういう形でやられたかご存知ですか。

○ 教育長（平良作義君） どういう形でということはつかまえておりませんが。

○ 11番（山川正行君） この事件に脅迫されて一緒にさせられたという生徒もいるわけですね。強制的にさせられたものは極端に言いますと被害者なんですね。そういう生徒も含めて同等に弁償させられているんですよ。これについてどう思いますか。

○ 教育長（平良作義君） 大変申し訳ないと思っています。そういうふうな事件で十分な調査もやりきれないで学校側にそのまま任せていたということ深く反省しています。

○ 11番（山川正行君） 学校管理規則からするとそういうものについては教育委員会の指示を仰がなければならないとなっておりますので、そういう指示があればこういう結果にはならなかったと思いますよ。

ある生徒が金銭関係で暴力を受けて学校を出てないという事実がありますね。これは被害者なんですよ。加害者は学校に出ているのに被害者が学校に出られないという事態は矛盾していると思います。学校へ行くと又同じことが繰り返されるということで学校へいかないということなんですね。その点はどう思いますか。

○ 教育長（平良作義君） そのことにつきましてはこれまで校長とも再三話し合いをやっているわけですが、被害者が学校に出ないということは大変申し訳ないと思っています。

学校側としても生徒や保護者にお会いして学校だけは早目に出てもらって、この問題の解決には加害者も被害者も一緒になって問題の解決に取り組んでいきたいということで、校長や担任は頭を悩ませてそのことを進めてあります。

○ 11番（山川正行君） 学校や父兄も含めて努力してないとは言っていないわけです。努力しているんだがこういう事態が起ると、今までのような形ではどうにもならないということなんですよ。今後、今までと変わった方針で指導していかなければならないということだと思いますが、こういう方針を持っておられますか。

○ 教育長（平良作義君） 加害者は同じような人が含まれているということで、教育委員、村内の校長、事務局も一緒になりまして非行問題につきまして話し合いも6月2日にやった

わけでございます。同じグループが同じような事故を起すということにつきまして子供個々にも病的な或いは精神的な欠陥がありはしないかということで、教育相談所の力も仰いでそういう子供達の指導に当たりたいと、それから以後の問題につきましては徳育の分野に対しましては家庭の方が最も大事ではないかと、そういうことでこれから後につきましては社会教育団体や何かの集まりを通しまして家庭教育の回復が達成出来るように努力していきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） この問題は子供と学校側と家庭が理解しながらしか解決出来ないと思います。

それから学校に行かない子供が学校に出た場合に今後こういうことがないという保証がないとこの子供は学校に行かないということを聞いていますが、そういうことをご指導なされるお考えはないですか。

○ 教育長（平良作義君） 校長も出来るだけ早目にその生徒を学校に出してそして学校内における生徒の指導を徹底してスムーズに子供達の学校教育が出来るように努力したいというふうなお話をいたしておりました。

○ 11番（山川正行君） 努力ということでなく、この子供は何回かそういう目に会っているわけです。そして学校を休んでいるわけです。今後はそういうことがないという保証がない限り学校に出られないわけです。これについてどうですか。

○ 教育長（平良作義君） 保証ということにつきましては明言は出来ないわけですが、このことについてはこれまで以上に深く反省し、学校側と父兄と話し合いをして対処していきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） じゃあ、それまではその子は学校に出られないということになりますよ。

○ 教育長（平良作義君） 何とかして学校と委員会が一緒になってその被害者の父兄に当たりまして学校へ出していただくようお願いしまして、学校側と父兄と一緒にこういう事故が起こらないように指導をやっていきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） 教育長の答弁は同じことしか繰り返されていないんですがね。学校に出るとまた同じことが繰り返されるということです。だから今までの指導ではどうにもならないということなんです。ですから指導方法を変えなさいということなんです。どうですか。

○ 教育長（平良作義君） そのことにつきまして再度学校の職員と話し合いをやっていきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） 話し合いによって今後起こらないように指導するという保証が

あつてはじめてこの子供に学校に出て来なさいということですね。

○ 教育長（平良作義君） 大変難しい問題で私自身これだけの子供の非行に対して責任を持って2度とこういう事件が起らないということは大変言いづらいわけですが何とか現場の先生方と話し合いする以外にないのではないかと思います。

○ 11番（山川正行君） この子供が出たら同じ問題が起るのは決っているんですよ。そしてこの子供は何時までも出校出来ないということですよ。それでいいんですか。加害者は出校して被害者は出校出来ないという状況があつていいんですか。その指導は教育委員会の責任ではないですか。だから今までの指導のあり方は変えなければならぬと思いますけどうですか。

○ 教育長（平良作義君） 確かに被害者が学校を休んで加害者が出ているということにつきましては矛盾も感じているわけです。

このことは私ひとりで答弁に窮している状況でございますので、今後この問題はじっくり検討させていただきたいと思つています。

○ 11番（山川正行君） じゃあ皆さんが検討して対策するまでこの子供は学校を休ますということですね。

○ 教育長（平良作義君） なるだけ父兄と生徒を相談して子供は学校に出して授業も受けさせながらその問題の解決に当たりたいと思つています。

○ 11番（山川正行君） 過去に何回か同じことが起っているわけです。今出ると同じことが起るわけですよ。そうすると学校に出てから相談する間に同じことが起る。それでも学校に出れというんですか。今までの指導のあり方を変えない限り学校に出られないんです。そして今後こういうことを起さないという前提でなければこの子供は出られないんです。ですからこの子供が出られるような対策はどう考えたらいいかということなんです。それを考えてないかということなんですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時26分）

再 開（午前10時37分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（平良作義君） 私の責任において出校出来るように相談いたしまして早目に解決していきたいと思つています。

○ 11番（山川正行君） 中央幼稚園の計画につきましては58年度となっているんですが、この計画はどうなっているんですか。

○ 教育長（平良作義君） 前任者から幼稚園の統合問題を引き継ぎしましてこれまで何回

か会合も持っているわけでございます。

7月19日に幼稚園教育というのはどういうものであるのか、事実私を含めて大勢の委員の方々が幼稚園について十分お分かりでないので研究委員に委嘱した方々も一緒に幼稚園教育はどういうふうにやったら望ましいかということにつきまして、幼稚園問題研究会の結成と同時に沖縄キリスト教短期大学の照屋先生をお招きしまして2時間にわたる講演をしていただいたわけです。そしてその結成大会の中で会長に山城覚助さん、副会長に山川清さんを選びましてその日は終わったわけですが、2回目の研究会が10月25日に持たれました。1点は幼児の教育充実と人格の形成の角度から、1点は村の財政の問題から、そして適正規模適正配置の問題からということで研究していこうという2回の会合まで持っていて、この2回目の会合で研究委員の方々がこれだけでは幼稚園の統合という問題は1年間で結論を出せる性質のものではないだろうということで研究期間を延ばしていただきたいという要望もありまして、それを教育委員会に持ち帰りまして延ばすように話を進めております。3回目の会合を12月10日以内にやろうと申し合わせをやったわけですが、年を明けてやりたいと思いません。

○ 11番（山川正行君） 私が聞いているのはこの問題ではないんです。この問題はずっと以前に討議されているんですよ。ですから中央幼稚園を造るという計画も過疎計画に出て来たんでしょ。これは委員会が提出したものなんですよ。ご存知ですか。幼児が減っていくから58年度には203㎡、23,893千円で造るという計画がなされているんですよ。今の答弁はこの計画を作成する時点でなされてなければならないものなんです。今の答弁は統計調査費に計上されている260千円で研究されているんですか。

○ 教育長（平良作義君） この会の研究費が予算化されているからということで申し受けまして、それで今これで研究しているわけです。

○ 11番（山川正行君） この予算の説明では中央幼稚園を推進するための予算であるということですよ。これは課長も知っているはずですよ。

○ 教育長（平良作義君） 引き継ぎの段階で違っているところがあるのではないかと感じているわけですが、幼稚園統合というのを前提にしまして長所短所がどういうふうにあるかと研究を積み重ねまして、これを基にしまして統合の資料を研究させていただきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） この計画が出来る時点で現にそういう研究は済んでいるわけです。ですからこういう計画が出て来たんでしょ。ですからこの260千円の予算の説明の中でおっしゃるとおりの答弁がありましたよ。これはおかしいのではないかと、こういう計画があるのに今から研究するのはおかしいのではないかと、最後に言い直してこれは

統合幼稚園を推進するための予算だということをちゃんと言っていますよ。ですからどうなっているのかと聞いているわけですよ。この中央幼稚園の推進はどうなっているんですか。

○ 教育長（平良作義君） 会の発足のねらいはそういうふうな研究ということでございましたが、前任者からそういう約束がございましたならば研究委員の方々と相談をいたしまして組織の内部、これからやらなければいけない仕事について話し合いを進めて、推進のためのものと内容を変えていきたいと思います。

○ 11番（山川正行君） 58年度中で中央幼稚園を造る計画になっているわけですが、この過疎計画は59年度までの計画になっているわけです。これからすると59年度に進めるお考えですか。

○ 教育長（平良作義君） 計画には入れてあったかも知れませんが、地域の方々教育委員は勿論ですが殆んど分かってないという状況の中で、一応は教育の中味を検討してから手をつけようという考えもあったわけです。実際58年度も終わりということになるわけですが、このことにつきましては教育委員も研究委員も再度話し合いをしまして1園推進のためにやっていきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時54分）

再 開（午前11時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

11番退場。

○ 13番（松島重克君） 従来12月議会に職員給与に関する議案が出されていたわけですが今議会には出ないようであります。職員給与についてどのようなお考えを持っておられるか伺います。

○ 村長（新城繁正君） 地方自治体の考え方、それから国とか県とかの情勢もありまして、目下情勢判断ということで今議会には提案出来かねるということでございます。

○ 13番（松島重克君） 職員組合との交渉はどのような形になっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 組合側といたしましても国とか県とか一般住民の意向や動向が反映されまして、今のところは見守っていこうという経過でございます。

○ 13番（松島重克君） 組合の要求額と当局の考えとに大きな開きがあるので情勢を見守っていこうということであるのか。

○ 村長（新城繁正君） これまでの経過からしますと本村の組合は独自の要求となっておりますが、長といたしましては諸般の事情、財政或いは住民との均衡を考えますれば、やはり財政がひっ迫しておりますし独自の要求に応えるというのは到底出来かねると、ですから

国の適切公平にする機関が人事院でございますので、人事院勧告それから県の人事委員会の勧告等を尊重してそれを踏まえて改善しましょうということでございますので、当然そこには要求と私共が考えております姿勢については多少ズレはございます。

○ 13番（松島重克君） 組合の要求が国の人事院或いは県の人事委員会の勧告よりかなり上回った要求がなされているということですか。

○ 村長（新城繁正君） そういうことではございません。組合も私達の事情も十分理解いただいておりますし、一応は諸般の事情も考慮していただきまして現在のところは私共が提案いたしております人事院勧告を尊重しましょうということにつきまして、全く同意は得ていませんがそういう線で交渉にのっていただいているということです。

○ 13番（松島重克君） 長としては県の勧告を一応妥当だというように受け止めたわけですが、又、組合もそういう勧告を受け入れるかどうか検討しようというように受け止めたわけですが、そういうようにいいでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 給与改善につきましては当然条例に基づいてやらなければいけません。ですからあくまでも地方自治体の労使双方で改善額を決定するということになるわけですが、本村の財政事情或いは村民の所得の関係を踏まえれば、やはり依存財源に頼っている本村といたしましては極端に組合側の要求を受け入れますということにはまいりません。ですから現在こういう説明をして組合に対してもご理解を願っているということでございまして、長としましては県の人事委員会の勧告を尊重してそれに対して対応していきたい。

○ 13番（松島重克君） そうすると大まかなところでは合意に達するところまでは近づいているということでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 今回の改善についてはまだ具体的にテーブルに上っておりません。組合側からも上っておりませんし私共からも提示しておりません。ただ、これまで凍結されたということもございますので、これまでの経過も踏まえましてこれから具体的に事は運ぶだろうと思いますが、私といたしましても早目に慎重に対処しようと考えているわけです。

○ 13番（松島重克君） 当局は県の勧告が妥当と考えているようですが、この問題がテーブルにのった場合組合が当局の考えを受け入れるということになった場合には、速かに交渉の妥結ということになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 国は6.47、県は数字は忘れましたがそれに近いと思います。ところが現在知事から議会に提案されているのは2.08で国は2.03です。数字に直すと県は2.01になるわけです。とにかく勧告を尊重しようというのは基本的な姿勢でございますが、国や県を上回ることはいけないという勧告も十分受けているわけです。従いまして私共といたしま

しては制裁措置があることは間違いありませんので組合と十分折衝して皆さんに提案してもご理解いただける線をこれから詰めていきたいという段階でございます。

○ 13番（松島重克君） 国や県の勧告につきまして政府もそれなりの見解を示しているわけですが。国の場合は勧告を尊重して財政の許す範囲で国家公務員の給与を改善しようとそうしますと本村におきましては勧告は尊重しようと考えておられるようでありますので、現在の村財政が勧告を受け入れる用意があるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 6.47となれば平均して12千円前後になると思いますが、そうなるも財源の確保は難しいわけでございます。組合にも理解を求めてやらなければいかんだろうと思います。基本的には国や県に対して勧告を尊重せよという要求はやっていますが、事情によりましてこれが受け入れられなくなったということでございますので、こういう経過を踏まえまして組合との交渉の中で説明をいたし理解をいただきまして、適切な改善ということに運んでいきたいと考えているわけです。

○ 13番（松島重克君） 補正予算の説明の中で職員の給与改善に充てるという説明がありましたが、この改善費どのくらい見込まれていますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 県がやっています2.08で概算したところ約1千2百万円になるかと思いますが。6.47になりますと約これの3倍になります。目安としては県並みにしても1千2百万円で特別職のものも含めると多少プラスアルファと、そういうことで予備費で確保しています。

○ 13番（松島重克君） 先程の答弁の中で国の改善分を上回った場合は制裁措置があるということですが、国の見解は人事院勧告は尊重すると、そして財政の許す範囲内で改善を図ろうと、そうすると国におきましては人事院或いは人事委員会の勧告を受け入れた自治体に対してはたして制裁があるのかどうか。これは十分考えなければならん問題だと思んですがね。勧告というものは公務員給与の改善を図るために労働者の基本的な権利の制約を勧告という形で保証しようということなんですね。それからしますと国の言う勧告を尊重しようと、そして財政の許す範囲内でやりなさいと、人事院の勧告を受け入れた自治体に対してはたして制裁措置があるのかないのか。これは立派に考えて結論を出してこれからの組合との交渉に当らなければいかんと思いますが、これについてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 今のお話のとおりでございまして、私といたしましては人事院勧告を尊重すべきだと、これは県に対しましても基本的な姿勢は守れと私共連名で強く要求しております。ところが国会におきまして凍結したり修正したり現にあるわけです。仮に勧告どおりやったとしても国はそれを承知するわけではありません。もし悪質な場合ですと地方債につきましても現に制裁措置をとっているわけです。本村も期末手当の支給率が高かった

こともございましたので厳しい制裁を受けた事例がございます。これは現実としてあるわけですので私としても十分考えて対応していきたいと思えます。

○ 13番（松島重克君） 実際に過去において制裁措置があったということですが、過去において人事院勧告を上回ったケースもあったわけですが、給与については制裁措置があったということは聞かなかったわけでは。期末手当についての制裁措置と聞いていたわけでは。

今回の給与改善を考えるに当りまして給与体系も含めて考える意思があるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 本村の場合は通し号給で国や県とは異なった給与体系でありまして、それでしばしば県からその改善について指導助言をいただいているわけでは。給与体系の改善を図れば次の給与改善はそんなに苦労しなくてもいいわけでは。現在のところ長としてはこの給与改善につきましては大変な負担でございます。

どのようにして他の町村と均衡をとるか。%でやっても額でやってもだめでは。現在のところ給与体系も含めまして改善しようと、これは県の強い指導でもございます。

○ 議長（玉城一昌君） 3番退場。（午前11時42分）

○ 8番（平良蔵健君） 本件については3月議会でも質問しましたが、その時の答弁では草刈機等の燃料代の村費からの支出は考えてないとのことでしたが、村道並びに河川の清掃等は管理者である村が当然やるべきだと私は思えます。しかしながら部落においては盆や正月前に区民総出による清掃作業を行なっているところでもあります。このような負担についてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 勿論、村道や普通河川は村の管理というのは建て前でございまして。私共としましては財政の許す範囲内で村道も管理し、河川につきましては地域住民に被害がないようにということは十分わきまえております。ところが財政というのは限られております。

村づくりというのは役場だけでは出来ません。基本的にはおっしゃるとおりでございます。交通の障害になるものについては管理をしているわけではございます。及ばずながら地域の皆さんに満足出来るところまではいってないと、ですから村もやりますが地域の力を借りたい。この件につきましては重ねてお願いではございますが地域の力を借りて維持管理を十分したいと思えます。

○ 8番（平良蔵健君） しかれば当部落におきましては25日に清掃作業を予定しているわけでは、3月議会の答弁を耳にした人々は村の管理下におけるものは村においてすべきだという声も出ているわけではございます。このような事態からすると相互理解にもひびが入り、村政運営上支障があると思えますが、河川及び村道の清掃について長の見解をお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 管理は当然村がやるべきであります。ですから地域住民の力を得

まして奉仕的なものにつきましてはお願いしたいと思います。改めて区長会等でその件については十分ご理解をいただきたいと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 3月に河川の整備については部落で到底出来ない管理については職員を派遣して、区長からの要請があればやるとのことでしたがこの点についてはどうですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございます。重機を要するとか緊急な事態がある場合には当然村としてやらなければいけませんので、今後ともそのような考えでやっていきたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時51分）

再 開（午後1時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 7番（宮里盛順君） 津波小学校敷地の護岸の外に国有地の無番地がありますが、この用地を関係機関に無償払い下げを要請して、学校用地として確保するお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） これは国の財産であります。いろいろ手続きがあるようでございまして、教育委員会とも調整しまして検討してみたいと思います。

○ 7番（宮里盛順君） 学校側の意向をお伺いしてみると、プールなどの用地として確保したいということですが、その点教育機関とも十分検討して確保した方がいいと思いますが、教育委員会と調整するお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 教育委員会から要請があれば長としては当然それに応えて、手続きをとって努力したいと思います。

ただ出来るかどうかははっきり申し上げられませんが、そういう方向で努力はしてみたいと思います。

○ 4番（知念亀次郎君） 過疎地域振興計画の前期分に変更修正された事業名、事業内容及び事業費を年度別に説明願いたい。

概算事業費7,347,930千円の当初計画より修正された累積修正額、事業年度内の見通しと今後の対応についてお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 55年度、スクールバス5,500千円、喜如嘉保育所67,869千円、田嘉里線20,324千円の事業費で実績が20,200千円、事業費が22,125千円に修正されています。マランガー線が29,226千円が28,700千円、塩屋上原線が29,200千円です。

56年度、塩屋上原線が継続事業で12,500千円、喜納線が47,900千円、津波簡易水道が33,324千円で過疎債が2,800千円、歯科診療所28,983千円に対して過疎債が27,200千円。

57年度、津波簡易水道412,020千円の事業費で過疎債で33,600千円、喜納線37,000千円の事業費、江洲連絡道29,970千円に対して29,800千円が過疎債です。

58年度、津波地区簡易水道535,736千円。これは総事業費でありまして50,480千円です。江洲連絡道が37,800千円、平南線49,700千円で過疎債が40,900千円です。

それから累積修正減額は1,928,600千円で5,419,330千円が過疎債として残っております。

それから見通しと対応ということですが、計画したものは事業担当課とも十分調整していますが執行出来なかったものもございます。交通通信体系のもので行政無線が58年度で行う予定でしたが、当初60,000千円で計画していたものが1億越しようになっておりまして、この事業は59年度計画に入れてもらえるように努力したいと思います。

○ 4番（知念亀次郎君） 58年度の変更において田港農道が減額されたということですが、その理由はどういうことですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 県がこの事業を代行してやるといういきさつがございまして、それではということで私等は頼んだわけですが、県としては江洲地区に変えたいということがあったと担当の係から聞いたわけですが、江洲をするならやってもらいたいと、しかし、田港もやってもらいたいと交渉はさせています。

○ 4番（知念亀次郎君） 大保の上流と下流にダムが出来るという話を聞いているわけですが、それとの関連はないですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） ダムとの関係というのは私は聞いておりません。

○ 2番（金城隆好君） この中道の両側の溝のふたがないために危険であり衛生上も好ましくなく、部落の美観もそこねております。区長は1日も早く設置する事を切望しておりますが、関係当局に早期設置を働きかけるお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 国道事務所に実状について照会しました。国道としては早目に整備をして村に譲りましょうという姿勢はあるようです。具体的に処置が必要なか所があれば上げて下さいということが担当からありましたので、所長にもお会いしてお願いをしております。

○ 5番（宮城長雄君） 屋古公民館は区の集会等でも狭く感じています。村営住宅が完成すれば一挙に20世帯が増えて、いまの公民館では諸々の集会に支障があるのではないかと思います。村長は増築するお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに村営住宅が出来ると住民が増えるわけですから狭くなるということは十分分かります。取水との関係で部落からの要求事項としてそれ入っていますのでそれで解決しようと考えているところですが、それは相手のあることだしはたして新年度で出来るかどうか保証出来ませんが、私としては覚書きが締結されれば58年度ででも要求し

ようかと考えているわけです。これは単独でございますので59年度にずれこむことも考えなければならぬだろうと思います。

- 5番（宮城長雄君） 水資源だけ待っていて、その間の対応はどうするお考えですか。
- 村長（新城繁正君） 村が直接部落の集会施設を造ってあげるということは出来ませんので、私としては部落の要求に沿って、この事業に乗せたいという努力をしているわけです。
- 6番（平良俊政君） 改善センターの敷地内に国定公園の立看があるわけですが、指定されている場所は喜如嘉の全域を指しているのか。国定公園の指定を受けると建物の制限があると聞いていますが、どの程度のものであるのか。それからこういう場所が村内に何か所あるのか。指定される場合に役場などと相談をして指定はされているのか。
- 経済課長（平良 晋君） 立看につきましては昭和56年度に県の自然保護課がやったものでありまして、その立看は喜如嘉地内を指定しているものではありません。村全域の国定公園地域を住民に知らしめるために設置されているものでございます。

現在指定されている国定公園は昭和40年に琉球政府立海岸公園に指定されていまして、復帰に伴いまして環境庁関係の自然保護法に基づいて指定され現在に至っているわけです。当時の指定につきましては現地調査を村の立ち会いで行なっているという県の話でありまして、旧1号線の海岸から山手の方へ100mの範囲で村全域を指定しているということでございます。それで指定された区域の制限等につきましては、特別区域と普通区域がありまして、本村内には普通区域は現在の区域では集落地域となっています。海岸線につきましては特別区域ということです。それで自然保護法の第17条では特別区域における建物の新增築や伐採或いは土石の採取、土地の形状の変更などを行う場合には、県知事の認可を受けるようになっています。それで建物の色彩についてもその地域の色彩と著しく合わないものについては規制をしているという話もあります。

普通地域につきましては届出制でございまして、1,000㎡を越えるものにつきましては特別区域と同様な手続きが必要ということです。今年度に国定公園の見直しが始まっています。今度の見直しについては十分検討して区長会でも説明を行って国定公園の指定についての同意書等も提出していきたいと思っています。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時48分）

再 開（午後2時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。

- 8番（平良蔵健君） この件についても3月議会の答弁は制度的に可能であれば補助事

業で対処したいと、無理であれば単独でも対処しなければならないということでありましたがその見通しについてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） これは通学路、或いは城としての生活道路としても大変重要な道ということは十分認識しておりますし、地域からもそういう要求も出ています。

これは補助事業では難かしいわけです。単独では相当の財源が必要であろうし、取水との関係もありますのでこれを優先しようかと検討いたしまして、次年度で対処しなければいかんだろうと考えております。

○ 6番（平良俊政君） 最近の干ばつで喜如嘉の水道事情は悪いようですが、以前から話がありました田嘉里川からの取水について部落民との話し合いはどこまで進んでいるのか。又、受ける側の他の部落の区長とはどのような話し合いをされているのか。

○ 村長（新城繁正君） 就任そうそうそのことにつきましては引き継ぎ事項でもございましたし、自分としてもかつて担当していましたので区民との接触をしなければならんと助役と共々公式に2回非公式には数回ありますが、なかなかご理解を得ることが出来ません。経過としては当初の計画については区民投票によりましてだめという答えが出ているようです。改めて提起したら役員会としては住民の意思の決定をくつがえすことになりはしないかという懸念もあるようです。

ところが我々としては前の計画は村一円でございましたが今回は北部の計画ですから改めてお願いをいたしますと説明しているわけですが、なかなか意向が一致しませんので目下部落の意思決定待ちと、この問題は切実な問題ということで区長会で常々申し上げているわけでした、文書で大宜味校区喜如嘉校区の区長の連名で田嘉里区長あてに要請書も出ております。内容は田嘉里から取水させて下さいということです。受益地域の意思は田嘉里に届いていると思います。

○ 6番（平良俊政君） もし田嘉里の了解が得られなければ他の水源地を考えておられますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 現段階で北部地区を給水出来るだけの水源確保の出来るか所は検討出来ないんです。どうしても田嘉里水源でなければ出来ないんです。大保川も一応は検討しているんですが膨大な予算が必要ということもあるし、別の水源の検討というのはやっております。

○ 13番（松島重克君） 村有地払い下げの進み具合についてお伺いしたいと思います。

○ 経済課長（平良 晋君） 今回払い下げ予定の27林班につきましては、7月から3回程現耕作者との懇談会等をやっています、その後11月1日に調整委員会に27林班の一部を払い下げる地域設定と開発公社にやるものと2件について諮問をしております。調整委員会

はそれを受けまして11月に2回程委員会を持っておりまして、現地調査を行ない現在審議しているところでございます。

○ 13番（松島重克君） 今の話では一部ということですが、議会として聞いているのは27林班の既に耕作されている地域、過去において貸地契約されていた地域全般が払い下げられるものと考えているわけですが、その点はいかがですか。

○ 助役（仲村順三君） それについては当初予算の時にも説明したかと思うんですが、特に宮城の方々が貸地している地域を全地域103haの内払い下げ可能なのが64%ぐらいあるのではないかとということで予算を組んだわけです。27林班以外のものについてはあの当時の計画には入っておりません。

○ 13番（松島重克君） 今回の払い下げは過去において貸地をした地域ですね。これは貸地をする時点から払い下げを前提として貸地をしたという経緯がございますね。だからこの際そういう人達に対しては全て払い下げる用意があるのではないかと聞いていますが、払い下げるとか残すとかということが生じるわけですか。

○ 助役（仲村順三君） 当初予算を組む場合にはそういう考え方で予算を組みましたので、27林班以外に貸地している場所も含めて今回払い下げするのかということになれば調整委員会への諮問も検討しなければいかんわけですが、現在のところは27林班の内の貸地契約をしていた場所ということで払い下げを進めているところです。

○ 13番（松島重克君） 林班は異なりましてあの辺一帯が過去において払い下げ出来なかったというのは、水源地の関係であったわけですね。そういう払い下げないという条件がなくなったわけでしょう。払い下げることの出来る条件になっているわけですから当初のように希望する村民には払い下げしなければいかんのではないかと思います。そういう条件の整った所から少しでも希望をかなえてあげなければいかんと思います。

又、村自体としても管理面、或いは復帰後貸地料1円も取ってないでしょう。取れないわけですから、そういう観点に立ちまして極力当初の計画どおり遂行しなければいかんと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 簡易水道の完成によりまして水道問題は解決しておりますので当然そこは払い下げしてもよろしいし、一部残すということは大変であります。原則としてあの地域は払い下げをしまして、農業振興に寄与させたいと思ひまして担当課にもそのように指示もしているわけです。

○ 13番（松島重克君） 予算計上に当たっての説明の中で今回計画しているのは公社との間で払い下げ事業を進めたいという話があったわけですが、払い下げを希望している関係住民との話し合いはどうなっていますか。

○ 助役（仲村順三君） 農業開発公社に売り渡して農家の方々は公社から購入するという方式でやっていきたいと計画しました。村としては低利、長期支払いの制度があるのでこれを利用してやった方が農家としても土地代の支払いにいいのではないかと、村としても一度に確実に収入があるということも考えまして、そのことにつきまして農家の了解を得なければならないということで払い下げ希望者会を持ちまして、その中で村としては出来るだけ農地保有合理化事業にのせて合理化資金を利用しての売買をやろうと話し合いをしてありまして、その資金を利用出来る資格のある人はそれを利用するという事になっておりまして、その方向で作業を進めている段階です。

○ 13番（松島重克君） 全部が公社を通じてやるということに賛成ではなかろうと思うわけですが。年齢の問題等で従来の方でやってほしいという人もおられると思います。その辺はどういうお考えをお持ちですか。

○ 助役（仲村順三君） 公社を利用する場合には資格条件がありまして、農業をする人が3人以上とか年齢が満60歳以下とか、それで条件に合わない人は4人ぐらいおりますが、その4人に会ってより有利な方法があればそういう指導もしていきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 払い下げやすい方法を考えておられることは了とすところですが、その条件に該当しない方々、或いは新規に希望する方々の場合は従来の方でやってくれということが出た場合には、現在の条例規則ではやらざるを得なくなっておりますね。そういう考えはお持ちですか。

○ 助役（仲村順三君） 4人の方は公社の資格に該当しないということですので、当然条例に基づいての契約になるかと思えます。

○ 13番（松島重克君） 既に定められた価格によって払い下げられるのか。或いは価格については別に考えがあるのか。公社と払い下げられる場合に異なるのか。価格の面についてお伺いします。

○ 助役（仲村順三君） 公社と単価についてはまだ具体的な話し合いしておりませんが、今までの経過からしますと周辺農用地の売買を基準にして検討しているわけなんです。そうすると農家にはね返りが出ますので出来るだけ条例に基づく単価で公社とも折衝しようかという考えは持っているんですが、公社とは明日話し合いするようになっておりますのでそういう面を詰めていきたいと思えます。

○ 13番（松島重克君） 今の話からすると詰めてはないが公社を通じてやる場合も直接やる場合も価格は条例に基づいて決定されるという考えと受け取っていいわけですか。

○ 助役（仲村順三君） 大体そのようにご理解いただけたらと思えます。

○ 13番（松島重克君） この払い下げ計画は年度内に事業完了する見込みがございましてしよ

うか。

○ **経済課長（平良 晋君）** 公社の事務的手続きの問題もありますので、どうしても1月末までは調整委員会の答申は出来るように努力をいただきたいと思います。その後出来るだけ早い時期に地域設定の議決等も早目にしたいと思います。

○ **13番（松島重克君）** これは58年度予算等から見ますとこの事業に限らず必ず58年度中でやらなければいかん事業になっておりますよ。やらなければ58年度のあらゆる事業に影響が出て来るということです。そういうことから思うんですが、最近役場の職員間でも公然とこの事業どうなるかという話がされているようですなあ。中にはこの事業に伴う3千万円の収入欠陥になりはしないかと、これは事実でしょうか。

○ **村長（新城繁正君）** 財産売払い収入を計上いたしております。それが執行出来ないと6千万円は入って来ないと、ですからそのことによって他の事業に支障があっては大変ですので、6千万円を見込んでいますが今の段階では心配しているところですが、私としても公社に行って説明を受け制度等についても勉強をいたしました。ちまたにはそういう話があるということですが、当然財政担当では心配になっているわけです。ですからそういう話も当然内部的にも行なわれていると思いますが、100%達成出来なくても財政を圧迫するような事態にならないように最大限の努力をして、年度内で出来るだけ処理しようと声をかけているところです。

○ **13番（松島重克君）** 今の話からすると職員間でそういう話がされているのはどうも事実のようであります。そういうことであればそれだけの措置をしなければいかんと思いますよ。あと3か月しかないわけです。現時点でこの事業どの程度やれるか。年度末になって3千万円収入欠陥だと、場合によっては6千万円収入欠陥だということになると大変でしょう。先程の職員給与の問題がありますね。予備費は35,699千円だと3千万円なり場合によっては6千万円の収入欠陥が出たらどうなりますか。

○ **村長（新城繁正君）** 作業が思うようにいかないという事態が切迫しまして、課長からも財政計画の見直しをしなければいかんのではないかという提言もございまして心配をしているわけです。おっしゃるように年度内に解決出来なければ収入欠陥が出るわけです。そういうことも一応は予想しまして、財源の確保は担当課でも十分計算をして気を配っているところでありますし、私としては遅れてはおりますが100%出来ないにしても最大限に努力していきたいと思います。

○ **議長（玉城一昌君）** 以上をもって一般質問を終結いたします。
休憩いたします。

休 憩（午後2時53分）

再 開（午後2時54分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さんでした。

散 会（午後2時55分）

第13回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和58年12月21日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和58年12月21日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年12月21日 午後1時47分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

日程第1 陳情第23号 母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書

日程第2 意見案第4号 旧軍人、軍属恩給欠格者に対する恩給法等の改善に関する意見書

日程第3 意見案第5号 村立診療所の設備充実に関する意見書

日程第4 決議案第9号 ラジオ難聴地域解消に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第23号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時41分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより陳情第23号 母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第4号、意見案第5号及び決議案第9号が提出されています。

この際、本3件を日程に追加いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本3件は日程に追加されました。

更におはかりいたします。

本3件については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

日程第2 意見案第4号 旧軍人、軍属恩給欠格者に対する恩給法等の改善に関する意見書について採決いたします。

本意見案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見書第5号 村立診療所の設備充実に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより決議案第9号 ラジオ難聴地域解消に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時45分)

再 開 (午後1時46分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することに決しました。

これをもって、昭和58年第13回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後1時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（2番） 金 城 隆 好

署名議員（3番） 宮 城 功 光